資料3

負担金・交付金の算定等に関するWG(第2回) 事業者ヒアリング資料

(検討事項5. ⑤その他交付金・負担金の算定等)

2023年9月26日 株式会社NTTドコモ

1. 第二種負担金の算定単位について

- 「通信モジュール」は第二種負担金の算定単位から除外
- 卸先事業者(MVNO)が提供する「通信モジュール」の回線数について把握方法の検討が必要

負担金の算定単位から除かれる役務

(電気通信事業法施行規則 第四十条の七の二)

- 一 専ら卸電気通信役務を利用して提供する電気通信役務
- 二 前号に掲げるもののほか、次のイからチまでに掲げる 電気通信役務
 - イ フレームリレーサービス
 - ロ ATM交換サービス
 - ハ 自営等BWAアクセスサービス
 - ニ IP-VPNサービス
 - ホ 広域イーサネットサービス
 - ヘ 専用役務
 - ト 仮想移動電気通信サービス
 - チ 通信モジュール向けに提供する電気通信役務

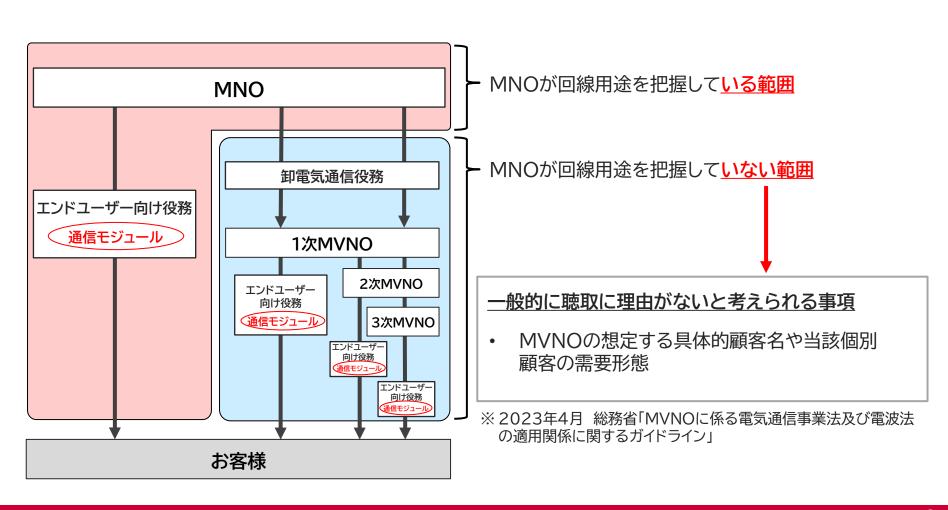
通信モジュールの扱い

(総務省「ブロードバンドサービスに係る 基礎的電気通信役務制度等の在り方答申(案)に 対する意見及びその考え方47」2023年3月)

○ MNOが、第二種負担金算定に必要な限度において、MVNOが提供する「通信モジュール向けに提供しているサービス」に係る提供回線数を把握する必要があることから、総務省において「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」の取扱いも含め、IoT端末との通信に用いる回線数の把握方法について引き続き総務省において検討を深めることが適当と考えます。

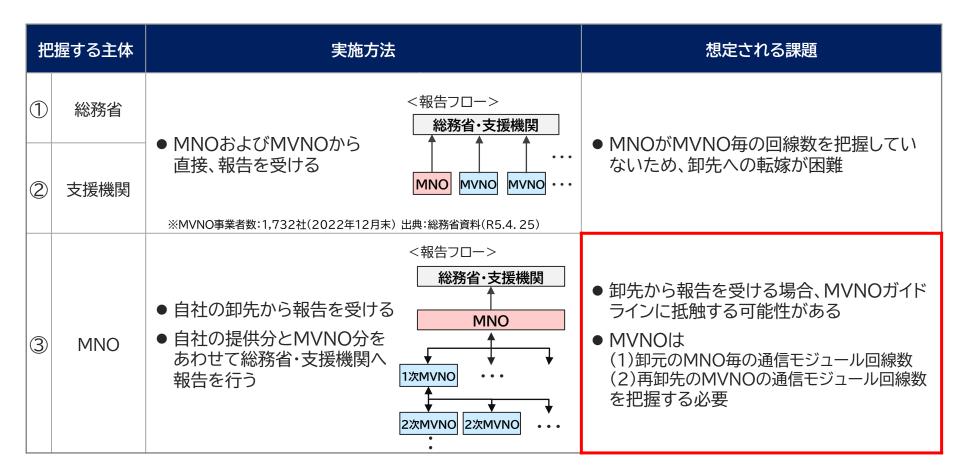
2. MNOにおいて利用用途を把握している範囲

• MNOはMVNOガイドラインの規定を踏まえ、MVNOの回線用途を把握していない



3. MVNOが提供する通信モジュール回線数の把握方法

• 想定される課題はあるものの、MNOがMVNOの「通信モジュール」回線数を把握することが 現実的ではないか



4. MNOがMVNO毎の回線数を把握する際の課題等

- MNOが対応を行う場合にMVNOガイドラインに抵触しないような整理が必要ではないか
- 報告に向けての課題がないか等について、MVNOに対してヒアリングいただきたい

	対応案
卸先から報告を受ける場合、MVNOガイドラインに抵触する可能性がある	● MVNOガイドラインにおける、「聴取に理由があると考えられる事項」へ「第二種負担金の算定に必要な回線数」を追加していただく(その際、事業法30条3項1号の規定に際し事業者に過度な負担を求めないよう配慮願いたい)
MVNOは (1)卸元のMNO毎の通信モジュール回線数 (2)再卸先のMVNOの通信モジュール回線数 を把握する必要	● 左記の点への対処やそれ以外にも課題がないか、MVNOに対して ヒアリングいただきたい

5. 利用者等への周知・啓発について

- 制度運用開始にあたり、当社は制度の趣旨・目的や負担額等について、利用者に対して丁寧な周知・説明に努め、苦情が生じることのないよう最大限配意して参ります
- ブロードバンドのユニバーサルサービス制度は、電話のユニバーサルサービス制度、電話リレーサービス制度に加え、3つ目の国民全体で負担する仕組みとなります
- 新たな国民負担の増となる制度の運用に際し、事業者だけでなく、国および自治体からの国民・利用者に対する丁寧な周知・説明も重要であると考えております